

NICO

衛生、感染症対策マニュアル

【インフルエンザ・ノロウイルス・各種感染症疾患の際】

※感染症疾患の疑いがある際は医療機関受診後、感染が判明した際は事業所への利用を控えて

頂く。(医師へ療養期間も聞いてもらう)

※事業所にて発生した場合は早急に保護者の方に連絡する。

○事業所での対策

- ・ 消毒用アルコールを設置
- ・ 使い捨てハンドペーパー使用
- ・ 窓を開ける、換気扇、扇風機、空気清浄機などによる換気を行う
- ・ 嘔吐処理セット、消毒液を室内、車内に用意する
- ・ 次亜塩素酸やアルコールなどによる清拭

調理器具、食器類、テーブル、椅子、手すり、ドアノブなど

活動や余暇で使用した物は定期的に次亜塩素酸やアルコールで消毒する

○職員の予防接種

- ・インフルエンザ予防接種

【コロナウイルス】

※県のコロナ関連情報をチェックする、県の障がい福祉課の関連情報をチェックする

- ・感染対策について

予防（支援者・児童）

- ・お迎え時の手のアルコール消毒
- ・事業所の出入り時には手洗い、手のアルコール消毒
- ・支援者のマスク着用
- ・児童のマスク着用（特性には配慮しながらも着用）
- ・送迎車の対策（車の窓を開け換気を行う、密接を避け、会話等も極力控える）
- ・事業所の換気を行う（窓を開ける、換気扇、扇風機、空気清浄機など）

対策

- ・ 3密になる活動は行わない
- ・ 建物内での活動の自粛（感染状況による）
- ・ 公園などの野外活動は人が密集していない場所のみ活動する

体温、体調チェック

- ・ 支援者、児童全ての体温、体調のチェックを行う
- ・ 37.5 度以上の熱、倦怠感などの症状が見られたらご帰宅をお願いする

○感染の疑いが出た際の利用について

※基本、学校等の判断を適用します

学校側から休校をお願いした期間は事業所もお休みをお願いする

学校からの登校再開が出た際は利用も可能とする

① 利用児童が濃厚接触者と判断された場合

検査を行い陽性であれば原則 10 日間のお休み

※10 日間後も咳、鼻水、微熱、倦怠感がある場合は回復するまではお休み

その後体調に問題なければ利用再開

② ご家族に濃厚接触者が出た場合

対象のご家族が検査を行い、結果が出て2日間開けるまではお休み

ご家族の検査が陰性で2日経ってもご家族に問題なければ利用再開

③ 学級、学童、塾、クラブ、併用デイで濃厚接触者や感染者が出た場合

利用児童が濃厚接触者に該当しない場合は利用可能

利用児童が濃厚接触者に該当する場合は上記①に準じる

※利用児童が濃厚接触者に該当するかの判断までは利用はお休み

※保健所の判断以外にも保護者と連携、話し合いを行い利用の判断を行う